

小郡市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年3月30日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第3号（令和8年1月29日付 文化財課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第3号（令和8年1月29日付 文化財課）分

	監査の結果	措置の状況
2	2. 財産管理事務について、適正な事務処理を求めるもの ア 小郡官衙遺跡公園用地（市営若山住宅跡地）について、覚書の締結により畑としての使用を許可していた。 行政財産の目的外使用を許可しようとするときは、当該許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させなければならない。適正な事務処理を行われたい。	監査時の指摘を受け、文化財課内で検討を行った結果、畑としての使用を中止することを決定し、利用者にもその旨通告を行った。 なお、今後やむを得ない理由により目的外使用を許可する場合は、行政財産使用許可申請書をもって行う。